

別表項番	規制技術	項目別対比表	パラメータシート	
外 為 令	<b>1の項. 武器</b>			
	1	輸出令別表第1の1の項の貨物の設計・製造・使用の技術	○	
	<b>2の項. 原子力(貨物等省令:第15条)</b>			
	2(1)	輸出令別表第1の2の項の貨物の設計・製造・使用の技術	○	
	2(2)	数値制御装置の使用の技術	○	
	<b>3の項. 化学兵器(貨物等省令:第15条の2)</b>			
	3(1)	輸出令別表第1の3の項(1)の貨物の設計・製造・使用の技術	○	
	3(2)	輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)の貨物の設計・製造・使用の	○	
	<b>3の2の項. 生物兵器(貨物等省令:第15条の3)</b>			
	3の2(1)	輸出令別表第1の3の2の項(1)の貨物の設計・製造の技術	○	
	3の2(2)	輸出令別表第1の3の2の項(2)の貨物の設計・製造・使用の技術	○	
	<b>4の項. ミサイル(貨物等省令:第16条)</b>			
	4(1)	輸出令別表第1の4の項の貨物の設計・製造・使用の技術	○	コンピュータ(6号のみ)
4(2)	アビオニクス装置,部分品の設計の技術	○		
4(3)	ロケット,無人航空機搭載用の電子計算機の使用の技術	○	コンピュータ (1号~3号のみ)	
4(4)	オートクレーブの使用の技術	○		
4(5)	原料ガス定着装置の使用の技術	○		
<b>5の項. 先端材料(貨物等省令:第17条)</b>				
5(1)	輸出令別表第1の5の項の貨物の設計・製造の技術	○		
5(2)	輸出令別表第1の5の項の貨物の使用の技術	○		
5(3)	セラミック粉末又はセラミック,その材料物質の設計・製造の技術	○		
5(4)	ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計・製造の	○		
5(5)	ゴム状のふっ素化合物の設計・製造の技術	○		
5(6)	削除	○		
5(7)	複合材料の設計の技術	○		
5(8)	電波吸収材又は導電性高分子の使用の技術	○		
<b>6の項. 材料加工(貨物等省令:第18条)</b>				
6(1)	輸出令別表第1の6の項の貨物の設計・製造の技術	○		
6(2)	輸出令別表第1の6の項の貨物の使用の技術	○		
6(3)	数値制御装置又はコーティング装置の使用の技術	○		
6(4)	金属加工用装置又は工具の設計・使用の技術	○		
6(5)	液圧式引張成形機の設計・製造の技術	○		
<b>7の項. エレクトロニクス(貨物等省令:第19条)</b>				
7(1)	輸出令別表第1の7の項の貨物の設計・製造の技術	○	エレクトロニクス	
7(2)	輸出令別表第1の7の項(16)の貨物の使用の技術	○		
7(3)	集積回路の設計・製造の技術	○		
7(4)	超電導材料を用いた装置(電子素子)の設計・製造の技術	○		
7(5)	電子管又は半導体素子の設計・製造の技術	○		
<b>8の項. コンピュータ(貨物等省令:第20条)</b>				
8(1)	輸出令別表第1の8の項の貨物の設計・製造・使用の技術	○	コンピュータ	
8(2)	電子計算機,附属装置,これらの部分品の設計・製造・使用の技術	○		
<b>9の項. 通信関連(貨物等省令:第21条)</b>				
9(1)	輸出令別表第1の9の項の貨物の設計・製造・使用の技術	○	通信・情報セキュリティ	
9(2)	輸出令別表第1の9の項(1)から(3)又は(5)から(6)の貨物の設計・製造・使用の技術	○		
9(3)	通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計・製造の技術	○		
9(4)	超電導材料を用いた通信装置の設計・製造の技術	○		
<b>10の項. センサー・レーザー(貨物等省令:第22条)</b>				
10(1)	輸出令別表第1の10の項の貨物の設計・製造の技術	○	音響センサー・レーダー	
10(2)	輸出令別表第1の10の項(2),若しくは(9)から(11),又は15の項(7)の貨物の使用の技術	○		
10(3)	光学部品の製造の技術	○		
10(4)	レーザー発振器の試験装置の設計・製造・使用の技術	○		
10(5)	削除	○		
10(6)	レードームの設計・製造の技術	○	音響センサー・レーダー	
10(7)	レーザー光に対する物質耐久性試験装置又はその試験に用いる標的の設計・製造・使用の技術	○		
<b>11の項. 航法関連(貨物等省令:第23条)</b>				
11(1)	輸出令別表第1の11の項の貨物の設計・製造の技術	○		
11(2)	輸出令別表第1の11の項(1)から(4)の2)の貨物の使用の技術	○		
11(3)	削除	○		
11(4)	アビオニクス装置の設計・製造・使用の技術	○		
<b>12の項. 海洋関連(貨物等省令:第24条)</b>				
12(1)	輸出令別表第1の12の項の貨物の設計・製造の技術	○		
12(2)	輸出令別表第1の12の項の貨物の使用の技術	○		
12(3)	プロペラの設計・製造・使用の技術	○		
<b>13の項. 推進装置(貨物等省令:第25条)</b>				
13(1)	輸出令別表第1の13の項の貨物の設計・製造の技術	○		
13(2)	輸出令別表第1の13の項の貨物の使用の技術	○		
13(3)	ガスタービンエンジン,その部分品の設計・製造・使用の技術	○		
13(4)	航空機,その部分品の設計・製造の技術	○		

別表項番	規制技術	項目別 対比表	パラメータシート		
13(5)	ディーゼルエンジン,その部分品の設計・製造の技術	○			
<b>14の項. その他(貨物等省令:第26条)</b>					
14	輸出令別表第1の14の項の貨物の設計,製造,使用の技術	○			
<b>15の項. 機微品目(貨物等省令:第27条)</b>					
15(1)	輸出令別表第1の15の項の貨物の設計・製造の技術	○	通信・情報セキュリティ (27条1項3号,5号)	音響センサー・レー ダー	
15(2)	削除	○			
15(3)	水中探知装置の使用の技術	○		音響センサー・レー ダー(1~5号)	
15(4)	慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の使用の技術	○			
15(5)	ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置の使用の技術	○			
15(5)2)	水中ソナー航法装置の使用の技術	○			
15(6)	ガスタービンエンジンの部分品の設計・製造の技術	○			
<b>16の項. キャッチオール関連品目(貨物等省令:第28条)</b>					
16	関税率法(明治43年法律第54号)別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計・製造・使用の技術(1から15までの項の中欄に掲げるものを除く。)	○			